## 歯科技工所開設事項変更届

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者住所

都道 市 町 番地 府県 郡 村

リ 氏名

(法人にあつては、その名称、主たる) 事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり歯科技工所開設届出事項を変更したので、歯科技工士法(昭和30年法律 第168号)第21条第1項後段の規定により届け出ます。

1	名			称							
2	開	設	場	所	岡山県			市郡		町 村	番地
3	変	更	事	項	変	更	前		変	更	後
4	変	更	理	由							
5	変	更年	三月	日		年	月	日			

- (注) 1 建物の構造設備を変更したときは、その新旧の平面図を添えること。
  - 2 業務に従事する者の変更は、リモートワークの有無及び「有」の時は実施する者の連絡先並びに実施場所の住所も記入すること。
  - 3 該当する不動文字を○で囲むこと。